

以上において、事実と反することが判明した場合は、ドライブレコーダーの購入及び取付に係る費用から控除された本補助金額を支払います。
また、以下の個人情報の取扱いについて、同意します。

【個人情報の取扱い】

私は、この書面に記載した個人情報（住所、氏名、生年月日、連絡先、車両番号 等）（以下、「本件個人情報」という。）の利用目的について、以下のとおり確認しました。

- 1 鳥取県は、本件個人情報を本補助事業における①不正行為等の把握・防止、②データ分析、③不正行為が判明した場合の連絡など、本補助事業実施のために利用します。
- 2 鳥取県は、市町村が本補助金と同様な補助制度を設けた場合において、当該市町村からの求めに応じて、その補助制度遂行のために必要な個人情報を提供することがあります。
- 3 「鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業」の交付決定を受けた補助事業者及び店舗は、本件個人情報を、本様式により本補助事業への申込みがあったことを確認したうえ、これを添付し、本補助金を請求するために利用します。
- 4 添付書類の写しも、上記と同じ取扱いとします。

【署名欄】

令和 年 月 日

氏名（自署）： _____

以下、店舗記入欄

取付完了日	令和 年 月 日
控除金額 (本補助金額)	_____ 円 (事業申込者支払額(税込)： _____ 円) ※(機器費用+取付費用)×税率-本補助金額=事業申込者支払額 ※1円未満の端数については、補助事業者負担とすること。

事業申込者の本人確認を行ったうえ、事業申込者に対し、「鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱」に定める本補助金額の控除を行ったことを証明します。

会社名 担当者名 担当者印

_____ 印

年 月 日

鳥取県知事 様

(申請者)
住 所
申請者名称

〔法人にあって
は名称及び代
表者の氏名〕

印

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助事業者申請書

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき同要綱第6条の補助事業を実施する補助事業者として、下記のとおり申請します。

記

鳥取県安全運転装置等普及促進事業補助金交付要綱第4条に該当するドライブレコーダーの販売及び取付を予定している。

添付書類

- 1 ドライブレコーダーを販売及び取付ける店舗の一覧（店舗名、所在地、電話番号）別添のとおり
- 2 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱 第3号様式）
- 3 法人の場合は、「履歴事項全部証明書」（個人の場合、住民票の写し）

住 所	〒		
所属部署			
担当者氏名			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

誓約書

鳥取県知事 様

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づく申請を行うに当たり、当該申請により補助事業者としての決定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。また、本申請書添付書類1に記載の店舗を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18条の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けた場合において、補助金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団又は暴力団員等であるか否かの確認のため、鳥取県警察へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

氏名又は名称

代表者氏名

印

- * 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団員等」とは、次の者などをいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第 年 月 日 号

申請者名称

法人にあっては名称及び代表者の氏名

職 氏名

印

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助事業者決定通知書

年 月 日付けであった申請について、鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、補助事業者として決定する。

記

1 補助事業を実施する店舗

2 個人情報の取扱いについて

補助事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記（個人情報取扱事務特記事項）を遵守すること。

別記

個人情報取扱事務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するための個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者が、当該補助事業に係る事務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この補助事業に係る事務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、補助事業の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため鳥取県又は事業申込者から提供された個人情報が記録された資料等を、鳥取県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため鳥取県又は事業申込者から提供された個人情報が記録された資料等を、鳥取県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため鳥取県又は事業申込者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等を、事務完了後速やかに鳥取県に返還するものとする。ただし、鳥取県が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 補助事業者は、この補助事業に係る事務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、鳥取県に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(事務解除及び損害賠償)

第9 鳥取県は、補助事業者が個人情報取扱事務特記事項の内容に反していると認めたときは、補助事業者決定の取消し又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

第 年 月 日 号

申請者名称

法人にあっては名称及び代表者の氏名

職 氏名

印

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助事業者不決定通知書

年 月 日付であった申請については、鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、補助事業者としないことに決定したため、下記のとおり通知する。

記

1 補助事業者としない理由

年 月 日

鳥取県知事 様

(申請者)

住 所
申請者名称

〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕

印

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付申請書

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額等

補助事業等の名称	ドライブレコーダー普及促進事業
算定基準額	円
交付申請額	円

2 内訳

(単位：円)

装置等の種別	1台当たりの補助額 A(※1)	販売・取付台数 B(※2)	金額 (A×B)
(1) 車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラ	3,000		
(2) 既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラ	2,000		
(3) 事務費	300		
合計			
算定基準額(※3)			

※1 1台当たりの補助額は、ドライブレコーダーの販売・取付費用（消費税及び地方消費税相当分、取付に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とし、本補助金交付要綱別表に記載のとおり。ただし、補助対象経費が当該補助額を下回るときは、その額を記載することとし、複数あるときは、適宜行を追加すること。

※2 (3)事務費の販売・取付台数は、(1)・(2)の台数を合算したもの。

※3 合計額から100円未満の端数を切り捨てた金額。

3 添付書類

販売・取付けしようとするドライブレコーダーの機能について、本補助金交付要綱第4条に合致していることがわかる書類及びリーフレット、取扱説明書などの書類

申請者名称

法人にあって
は名称及び代
表者の氏名

職 氏名

印

年度鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、3に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 円
(2) 交付決定額 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、以下のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

(単位：円)

装置等の種別		1台当たりの 補助額 A	販売・取付台数 B	金額 (A × B)
(1)	車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラ	3,000		
(2)	既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラ	2,000		
(3)	事務費	300		
合計				
算定基準額				

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

第 年 月 日 号

申請者名称

法人にあっては名称及び代表者の氏名

職 氏名

印

年度鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記補助金の交付については、鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づく審査の結果、交付しないことに決定したため、同要綱第12条第2項の規定により通知する。

記

1 不交付の理由

職 氏名 様

(申請者)

住 所

申請者名称

〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕

印

鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付申請額及び実績額等

補助金等の名称	ドライブレコーダー普及促進事業	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	円	円
実績	円	円
差引	円	円

2 内訳

(単位：円)

装置等の種別		1台当たりの補助額 A(※1)	販売・取付台数 B(※2)	金額 (A × B)
(1)	車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラ	3,000		
(2)	既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラ	2,000		
(3)	事務費	300		
合計				
算定基準額(※3)				

※1 1台当たりの補助額は、ドライブレコーダーの販売・取付費用（消費税及び地方消費税相当分、取付に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）とし、本補助金交付要綱別表に記載のとおり。ただし、補助対象経費が当該補助額を下回るときは、その額を記載することとし、複数あるときは、適宜行を追加すること。

※2 (3)事務費の販売・取付台数は、(1)・(2)の台数を合算したもの。

※3 合計額から100円未満の端数を切り捨てた金額。

3 本補助金の振込先

(フリガナ) 口座名義			
(金融機関名)		銀行 信用金庫 農業協同組合	(本支店・出張所等名) 支店 出張所 本所・支所
預金種別	() 普通預金	・	() 当座預金
口座番号等	店番		口座番号

整理番号	
2 (1)	～
2 (2)	～

※整理番号欄には、上記2の(1) 車両の前後を同時に撮影することができる単体又は複数のカメラ、(2) 既に前方又は後方撮影カメラが取り付けられている車両に前後同時撮影ができるよう追加する単体カメラについて、事業申込者の4(2) 申込書の写し、4(3) 領収書等の写しの右上に通し番号を記入し、その最初と最後の番号を整理番号として記入すること。

なお、当該整理番号は、4(1) 事業申込者別補助事業内容一覧の整理番号と一致すること。

4 添付書類

- (1) 事業申込者別補助事業内容一覧（文書及び電子データ(エクセル形式)）
- (2) 鳥取県ドライブレコーダー普及促進事業申込書兼誓約書（写）
- (3) 補助対象経費及び事業申込者の支払額がわかるもの（領収書等）の写し
- (4) その他必要と認める書類